

○七尾市社会福祉協議会有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七尾市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて定め、併せて、適切な情報の提供等に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ななお社協だより
- (2) その他会長が認めるもの

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 市社協の印刷物等の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝、意見広告その他これらに類するもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (7) その他、掲載する広告として妥当でないといふと会長が認めるもの

(広告掲載者の資格)

第4条 広告の掲載をすることができるものは、県内に住所又は事業所を有するものとする。

(広告の掲載順序)

第5条 広告の掲載順序は、受付順とする。ただし、会長が認める広告についてはその限りでない。

(広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等)

第6条 広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等は、別表第1に定めるとおりとする。

(広告掲載等の募集)

第7条 会長は、ななお社協だより等により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、七尾市社協広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載を希望する広告の原稿等を添えて、会長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、広告掲載審査委員会の審査を経て、掲載の可否を決定するものとする。

2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に文書（様式第2号又は第3号）で通知するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿等を提出するものとする。

(広告掲載審査委員会)

第10条 広告掲載の適正な運営を図るため、広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後会長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の返還)

第13条 会長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに定める事項に違反する事実が発見されたとき。

(2) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき。

(3) 印刷物編集及び発行上支障があるとき

(4) 会長が指定する期日までに版下原稿等を提出しなかったとき。

(5) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。

(6) 広告主に起因する事件等が発生したとき。

(7) その他広告掲載に支障があると会長が認めるとき。

2 前項の決定の取り消しにより生じた広告主の損害については、会長は、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は返還しない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

別表第1(第6条関係)

	ななお社協だより
掲載位置	七尾市社会福祉協議会が指定するページの下段部分
規格	<p>●1 枠：55mm×55mm</p> <p>●2 枠：110mm×55mm</p> <p>※刷り色：白黒もしくはカラー</p> <p>※最大2枠まで</p> <p>※原稿は各自作成（デザインを含む）</p>
掲載期間	<p>1号を単位とし、最長連続4号とする。（4回発行／年間）</p> <p>ただし、当該年度を超えることはできない。</p>
掲載募集枠	全9枠
掲載料金	<p>10,000円(1枠)</p> <p>18,000円(2枠)</p> <p>※年間申込5%割引</p>

別表第2(第10条関係)

委員長	総務課長
委員	地域包括支援センター長、在宅支援課長